

Yahoo!オークションストア運用ガイドライン

Yahoo!オークションストア運用ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）は、オークションストア利用約款（以下「利用約款」といいます）に基づき、その運用ガイドラインの一つとして当社が定めているものです。

本ガイドラインでは、Yahoo!オークションの出店・運営（具体的には、出店や出品の基準、契約締結や解約の手続き、お客様対応、ストアや「出店者ページ」の制作など）にあたって守っていただきたい事項の細目を定めていますので、出店者様は、以下に定める内容をご理解いただき、順守していただきますようお願いいたします。

なお、利用約款において本ガイドラインと異なる定めがある場合、利用約款の定めが優先され、本ガイドラインの用語の定義は、特段定めのない限り、利用約款に従います。

第1章 基本ルール

第1 約款・ガイドライン・規程・法令等の順守について

- 1 出店者様は、利用約款、本ガイドライン、各種規程、各種マニュアル、申請書類等に記載の事項を必ずお守りください。ただし、「購入ボタン取引」による取引においては、一部機能の制限があり、提供されていない機能に関する規定は適用されません。
- 2 当社の提供するシステムの機能には制限や条件がある場合があります。機能および操作方法等の詳細については、ストアマニュアル (<https://auctions.yahoo.co.jp/store/manual/>) 等の記載を確認してください。
- 3 出店者様は、個人出品者が出品可能な商品等や出品ルールと一部異なるものがありますので、ご注意ください。

第2 運営理念

- 1 Yahoo!オークションの正常な運営の妨げになるような行為を禁止します。利用約款または本ガイドラインに違反したと当社が判断した場合には、当社は、利用約款の規定に従い、出店準備中、運用中を問わず出店者様との本契約を解除することがあります。
- 2 お客様に対する、Yahoo!オークション外の自社サイト店舗、他のインターネットモール内に店舗している店舗および実店舗への誘導、リンク、URL の表記および会員募集ならびにそれらの店舗での販売を目的とした広報活動はお断りします。また、落札者に対して、落札した商品以外の商品について購入を誘引する行為を禁止します。
※当社が特に認めた場合を除きます。
- 3 「商品等」または「出店者ページ」内における内容、販売行為および販売方法等が、法令等、利用約款もしくは本ガイドラインに違反している（そのおそれがある場合も含まれます）、または、Yahoo!オークションの快適で適切な運用にふさわしくないと当社が判断した場合、当社は、利用約款の規定に従い、当該商品等を削除すること、当該内容を修正・削除すること、本サービスの全部もしくは一部を利用停止すること、または本契約を即時解除することがあります。
- 4 取り扱う商品等の出品にあたって必要な免許・許認可等は、出店者様自身の責任において確認・準備をおこなってください。取り扱う商品等についてのすべての責任は出店者様にありますので、ご不明な点につきましては、事前に弁護士等の専門家にご確認ください。
- 5 Yahoo!オークションに関係のないページの作成や、Yahoo!オークションとは関係のない項目（出店者様の自社サービスや他社サービスの宣伝など）を「出店者ページ」に掲載することは禁止します。
- 6 商品の在庫が確保されていないにもかかわらず商品掲載をおこなう見せかけ出品や、その商品の人気が高いように見せるようなランキング不正操作などの客引き行為をおこなうことは禁止します。

- 7 「出店者ページ」の更新やお客様対応など、出店者様として必要な利用環境や業務環境（以下に例示するものを含みます）を必ず整えてください。
- (1) 豊富な接客経験を持つ運営スタッフの配置
 - (2) 受注ピーク時にも十分対応できる人員体制および商品管理体制の確保
 - (3) カード決済、代引、銀行振り込みなどの決済手段の用意
 - (4) 宅配便などの商品配送手段の用意
 - (5) 自社販売商品についての知識、商品販売にかかわる関連法規などに関する知識、本サービスの仕様に沿った商品データや商品画像を管理・運用する知識、HTML や CSV 形式データに関する知識
 - (6) パソコンおよびインターネット接続環境
 - (7) 常にメールを送受信できる環境および運用・保守担当者の配置（添付ファイルを含むメールの送受信ができること）
 - (8) 常に当社からのお知らせを参照できる環境
- 8 お客様満足度の高いサービスを提供するために、カスタマーサポートには十分な配慮をおこなってください。
- 9 個人情報の取り扱いに関し、「出店者ページ」のなかでお客様に提示するプライバシーポリシーを設けてください。取得した個人情報は、個人情報保護法、管轄官庁のガイドラインおよび当該プライバシーポリシーに従って、適切に利用・管理し、また、不正アクセス、不正利用などの防止に努めてください。

第3 出店・出品基準について

1 出店条件について

- (1) 個人事業主は、申し込みの時点で満 20 歳以上であることを必須とします。
- (2) 出店時および本契約期間中、当社が定める審査基準、経営状況判断基準（指定収納代行会社および第三者調査機関による与信審査等を参考にします）を満たしていることを必須とします。
- (3) ネットワークビジネス、頒布会中心の企業およびマルチ商法に該当するような販売をおこなう企業など、また、Yahoo!オークションにふさわしくない商品の出品をおこなう企業は出店をお断りします。
- (4) Yahoo!オークションや当社の他のサービスと競合するサービス（ショッピングモールの運営等）を提供している企業は出店をお断りすることがあります。
- (5) 申込書記載の不備などにより申込日より 3 か月以内に本契約が成立しなかった場合は、お申し込みを取り消します。その場合、すでにご提出いただいている書類等のご返却は承りかねます。ご了承ください。

2 出店・出品中の禁止行為について

- (1) 本契約の成立後は、すみやかに出店者情報を入力し、出品準備をおこなってください。また、本契約の成立後に一般出品者として出品をおこなうことは禁止します。本契約成立前に一般出品者として出品した商品等がある場合は、本契約の申し込み前にオークションが終了するよう出品時に設定をおこなうか、本契約成立後ただちに当該出品を取り消してください。なお、出品を取り消す場合、別途システム利用料がかかる場合があります。
- (2) 会員組織メンバーのみの会員制販売または会員募集を目的とした広報活動はしないでください。
- (3) 「出店者ページ」など編集可能なすべてのページ（評価欄も含みます）において、Yahoo!オークション外での取引を誘引するような表記をしないでください。

- (4) 自らおこなった出品を、自らまたは第三者に依頼して入札（入札行為）または落札をおこなわないでください。また、出店者様の従業員、委託先、提携先等が当該入札（入札行為）および落札をおこなった場合も、出店者様の行為とみなされますのでご注意ください。なお、いずれも入札または落札の成否を問いません。
- (5) 出品の誘引、交換目的、掲示板としての利用など、Yahoo!オークションの形態を守らない出品をしないでください。
- (6) 本契約成立後は、商品等を出品しない状態が3か月以上続かないようにしてください。3か月以上商品等を出品しない状態が続いた場合、当社は即時に本契約を解除することができるものとします。
- (7) 出品者以外の第三者から同じような商品であると認識される商品等（当該認識の有無は当社が規格・種類・性質などを総合的に勘案して判断いたします）を、1日に2オークションID以上で出品することを禁止します。※当社が特に認めた場合を除きます。
- (8) 出品物の違法な利用方法を示唆または助長する商品説明をおこなわないでください。
- (9) 当社のサーバーまたはネットワークに対する不正な方法によるアクセスであると当社が合理的に判断する行為をしないでください。不正な方法によるアクセスとは、外部のサーバーまたはブラウザ等を経由して自らのIPアドレスを偽る行為などを指します。

3 取扱商品・出品形態について

- (1) 以下の商品の出品を禁止します。
 - ア 銃器類（ただし第2章特別ルール（以下「特別ルール」といいます）で定める古式銃砲を除きます）、火薬（玩具花火を除きます）などの危険物
 - イ 非合法商品全般
 - ウ 危険ドラッグ 媚薬（びやく）、毒性植物などの、法令により販売などが禁止されていなくても、人体その他の生物体への毒性や刺激、興奮等のために使用される性質を持つ、薬物、食品、植物等
 - エ 著作権、商標権、パブリシティ権、肖像権、個人情報など他人の権利を侵害する商品、諸法規・公序良俗に反するもの
 - オ 著作権を侵害するコンテンツのダウンロード先や入手方法を案内または提供するもの、および著作権を侵害する態様でコンテンツを電子的手段で送付するもの
 - カ 金融商品（有価証券、商品先物取引、貸金業にあたる取引、保険など）、宝くじ、勝馬投票券、会員権、仮想通貨（暗号資産）、仮想通貨のハードウェアウォレット（当社が未開封の製品と判断したものを除きます）など
 - ※ 上記に該当しない金券については、取り扱いの可否を含め、特別ルールの定めに従うものとします。
 - キ 興行チケット
 - ※ 上記以外のチケットであっても、「その他、当社が不適切と判断した商品」に該当する場合があります。
 - ※ 当社が特に認めた場合を除きます。
 - ク 旅行サービス（取次を含みます）

※ 航空券・乗車券を除きます。

ケ 職業紹介、労働者派遣、医療相談、法律相談

コ たばこ

サ 中古下着（特別ルールに定めるスイムウェア（水着）、インナーウェア（下着）を除きます）

シ 動植物およびその器官のうち、以下に該当するもの

- ・ ほにゅう類、鳥類、はちゅう類の生体および有精卵（食用の有精卵を除きます）
- ・ 種の保存法に基づいて指定された国内希少野生動植物種（当該動植物種の卵や種子を含みます）

※国内希少野生動植物種の指定対象に卵や種子が含まれていない場合であっても禁止とします。

※国内希少野生動植物種のうち、特別ルール 16 で定める特定第一種国内希少野生動植物種を除きます

- ・ 環境省より、種の保存法に基づいて新たに国内希少野生動植物種に追加予定として情報公開された動植物種（当該動植物種の卵や種子を含みます）

※政令が閣議決定され、環境省が情報公開した時点から出品禁止物となります。環境省の公開情報は[こちら](#)をご確認ください。

※情報公開の対象に卵や種子が含まれていない場合であっても禁止とします。

- ・ 外来生物法に基づいて指定された特定外来生物（動物に限らず、植物を含みます）

※特定外来生物は生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含みます。

[環境省 特定外来生物等一覧](#)（外部リンク）

- ・ 象牙および象牙製品全般（全形牙、カットピース、端材、印材、製品の一部に象牙が用いられているものなどを含みます）

- ・ 種の保存法に基づいて指定された国際希少野生動植物種の個体等のうち、同法に基づいて必要とされている登録等がないもの（漁業法など他の法令に基づき、当該登録等がなくても譲渡し等が認められている種の個体も含みます）（特別ルール 16 をご確認ください）

※国際希少野生動植物種の指定対象に卵や種子が含まれていない場合であっても、登録票があるものを除き出品できません。

- ・ 環境省が定めるレッドリスト（海洋生物レッドリストを含みます）に掲載されている絶滅危惧種または準絶滅危惧種に該当する動植物種（当該動植物種の卵や種子を含みます）

※人工的に繁殖された個体を除きます。

【レッドリストとは】

[環境省 レッドリスト](#)（外部リンク）

[環境省 レッドデータブック・レッドリスト](#)（外部リンク）

[環境省 絶滅危惧種検索](#)（外部リンク）

- ・ その他、当社が上記に該当する可能性がある判断した動植物種（当該動植物種の卵や種子を含みます）

※希少野生動植物種、特定外来生物、レッドリストに掲載されている動植物種のいずれも、

学名に限らず、学名に相当する和名、通称その他の名称等規制の対象種であることを示唆するものを含みます。

- ・ 法令等の規制対象に限らず、社会通念上相当な範囲を超えて入手または出品されており生態系や環境に悪影響を及ぼすおそれがあると当社が判断した動植物種（卵や種子を含みます）

【例】 出品数量が非常に多いもの（卵塊を含みます）、特定の地域において希少であるもの、捕獲方法が不適切であるものなど

【ご注意ください】

植物類・昆虫類の輸入または国内の一部地域からの移動については、植物防疫法に基づき規制されているものがあります。詳細は以下をご確認ください。

農林水産省 [植物・昆虫類の販売・購入に気を付けてください！](#)（外部リンク）

ス 以下に該当する医薬品および医療機器

- ・ 医薬品（動物用医薬品、漢方薬も含みます）
- ・ 自ら製造（他人に委託して製造をする場合を含む）または輸入（日本国外からの出品や発送を示唆するものも含む）した医薬品および医療機器
- ・ 針の付いた注射器、注射針および穿刺針
- ・ 中古のコンタクトレンズ
- ・ 承認前の医薬品および医療機器

セ 精力剤

- ・ 性的機能強化、改善を期待させる商品（医薬部外品も含みます）
- ・ 劇薬、ホルモン剤を含むもの

ソ 身体機能検査キット（検体を郵送などで検査センターなどに返送しておこなうもの。ただし、紹介されている検査機関についてプライバシーマークまたは ISMS 認証を取得していることがサイト上で確認できた場合を除きます）

タ 販売に際して法律で義務づけられている免許、資格条件を満たしていない商品

チ 武器として使用されるおそれのある商品や違法行為に使用されるおそれがある商品

- ・ 弾丸（使用済みも含みます）、ボウガン、スタンガン、スリングショット、ナックルダスター、ヌンチャク、催涙スプレー、特殊警棒、改造エアガン・改造モデルガンもしくはそのかくに n 部品（銃砲刀剣類所持等取締法の規制対象に限りません）または SMG マーク、STGA マークもしくは SPG マークの確認できないモデルガンなど

（なお、SMG マーク、STGA マークまたは SPG マークの確認できるモデルガンについては特別ルール 21 をご確認ください）

- ・ 法令により所持または携帯を禁止された刀剣類・刃物など

※ 調理用包丁、カッターナイフ、アウトドア用ナイフ、その他日常用途を有するものおよび特別ルールで定める美術品として価値のある刀を除きます。

※ アウトドア用ナイフの出品に際しては、青少年（18 歳未満の者）への販売を禁止とします。

- ・ ダガーナイフ（刃体の長さにかかわらず）
- ・ 盗聴器、超小型カメラ、赤外線カメラなど

- ・ 自動車用のナンバープレートカバー（二輪車用も含む）
 - ・ 自動車用のシートベルト未装着時の警報解除装置（シートベルトキャンセラーなど）
- ツ 譲渡や転売が禁止されているもの、悪用されるおそれがあるもの
- ・ 議決権行使書面
 - ・ 公的機関発行の免許や許可証
 - ・ 開錠工具、錠と一対になっていない鍵、マスターキー
 - ・ 契約者名義を「使用者本人の名義に変更すること」を前提としない通話可能な携帯電話
 - ・ サンプル版やデモ版として貸与されている音楽 CD・DVD、ゲームソフト、コンピューターソフト
 - ・ 領収書
- テ 開運、魔よけを標榜（ひょうぼう）する高額商品
- ト 落札価格または販売価格を固定できない商品（落札した時点で価格が確定しない商品、見積りが発生する商品）
- ナ 製品安全 4 法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）が指定する商品について、安全基準を満たす「PS マーク」がないもの
- ・ 主な製品としてレーザーポインター、モバイルバッテリー、ガスこんろ、石油ストーブ、使い捨てライター、乗車用ヘルメットなどが該当します
 - ・ 自動二輪車もしくは原動機付自転車の乗車時に用いる乗車用ヘルメットまたはレーザーポインター（類する機能を有する物を含む）を出品する場合は、当該商品に PSC マークがあることを画像（記載内容が確認できる鮮明なものとし、当該商品に添付されていることが分かる方法による）で明示したうえで、届出事業者名、適合性検査を行った登録検査機関名、使用上の注意その他の落札者が安全性を確認するために必要な情報を掲載してください
 - ・ モバイルバッテリーを出品する場合は、当該商品に PSE マークがあることを画像（記載内容が確認できる鮮明なものとし、当該商品等に添付されていることが分かる方法による）で明示したうえで、届出事業者名、製品型番、定格電圧その他の落札者が安全性を確認するために必要な情報を掲載してください
 - ・ カートリッジガスこんろを出品する場合は、当該商品に PSLPG マークが画像（記載内容が確認できる鮮明なものとし、当該商品等に添付されていることが分かる方法による）で明示したうえで、届出事業者、適合性検査を行った登録検査機関名、製品番号、製造年月その他の落札者が安全性を確認するために必要な情報を掲載してください
- ニ 放射性物質を含むおそれがあるもの
- 原子力に関連する法令の規制対象に限らず、以下に該当するものを禁止とします
- ・ 原子力に関連する法令の規制値を超える放射性同位元素を含むおそれのある商品
- ※トリチウム等、放射性同位元素を含む商品や鉱物標本などを出品される際には、当該商品の説明書等をよくご確認ください
- ・ ウラン化合物など、核燃料物質に該当するおそれがあるもの

- ・ ウラン鉱など、核原料物質に該当するおそれがあるもの
 - ・ その他当社が該当すると判断した商品
- ヌ 情報を商品としたもの
- ネ 開栓または開封済みおよび賞味期限が切れている飲料または食品（健康食品、ペットフードを含みます）
- ノ 警察、消防、公共交通機関、郵便・運送業者等の制服や警察手帳、公的機関の身分証など、身分を偽るために用いられた場合に個人の住居、公共の危険が発生する場所等への侵入を容易にする可能性が高いと当社が判断した物品等
- ハ ゲーム内のキャラクター・アイテム・通貨などの電子データおよびウェブサービスのアカウント
- ・ ゲームのアカウント、ウェブサービスのアカウント（SNS、EC のアカウント等）の出品は禁止します
- ヒ 中古エアバッグ
- 【ご注意ください】**
- ・ 中古エアバッグとは以下のものを指します
 - ・ インフレーターが付属したエアバッグ
 - ・ エアバッグ用インフレーター単体
 - ・ 一度でも車体に取り付けしたものを中古と判断します
 - ・ 状態や取り付け履歴について明記がない場合でも、商品説明や出品の状況から、当社が中古であると判断する場合を含みます
- フ 安全のために制御されている機能等を解除・回避できる部品、またはその部品が取り付けられた物品
- ・ シートベルトキャンセラー
 - ・ エルジョイント
- など
- ヘ チャイルドシートおよびその取付具
- 自動車用チャイルドシート（自動車用ジュニアシートなども含みます）およびその取付具のうち、国土交通省が定める安全基準に適合しておらず、それらを用いて走行した場合に道路運送車両法及び道路交通法違反となる商品
- 【例】**
- ・ ISOFIX 式のチャイルドシートを後付けで取付する器具など
- ホ 特定小型原動機付自転車
- マ 経済産業大臣、高圧ガス保安協会または指定検査機関の検査を受けていない、高圧ガス保安上の容器検査が必要な容器
- ・ 主な製品として、スキューバダイビングに用いる酸素タンクなどが該当します
 - ・ スキューバダイビングに用いる酸素タンクを出品する場合には、経済産業大臣、高圧ガス保安協会または指定検査機関の検査済であることを示す標章を商品画像で明示してください

- ミ 新型コロナウイルス感染症に関連し、当社が指定する以下の商品
- ・専ら新型コロナウイルス感染症の予防、診断、治療、症状の改善に用いられるものまたはその実態があると当社が判断するもの
 - 【例】PCR 検査キット・抗体検査キット・抗原検査キット・ワクチン接種証明書等
 - 【ご注意ください】
- ワクチン接種証明書に類するものと当社が判断したものを含みます。
- 予防、診断、治療、症状の改善に用いられるものは、薬機法の対象（医薬品等）に限定されません。
- ・その他、新型コロナウイルス感染症に関連し取引が不適切と当社が判断するもの
- ム 肥料のうち、以下のいずれかに該当する商品
- ・肥料の品質の確保等に関する法律（以下「肥料品質確保法」といいます）に基づく保証票の添付がない普通肥料（既製品を小分けにしたものも含みます）
 - ・肥料品質確保法に基づく表示がない堆肥、動物の排せつ物および混合特殊肥料
 - ・肥料品質確保法に基づき販売業務についての届出をしていないものによって出品された肥料
 - ・肥料品質確保法に基づき必要な届出または登録がされていない肥料
 - ・その他肥料品質確保法に抵触する肥料
- メ 農薬等のうち、以下のいずれかに該当する商品
- ・農薬取締法に基づく表示がされていない農薬
 - ・既製品を小分けにした農薬
 - ・農薬取締法に基づく届出をしていない者によって出品された農薬
 - ・農林水産省令により販売が禁止された農薬
 - ・農薬取締法に基づき農薬として使用できないにもかかわらず、その旨が表示されていない除草剤
 - ・その他農薬取締法に抵触する農薬
- モ リコール製品のうち、改善対策済みではない製品
- 【リコール情報を確認する】[リコール情報のお知らせ](#)
- ヤ その他、当社が不適切と判断した商品
- (2) 以下の販売方法および役務提供を禁止します。
- ア 個人輸入代行による販売方法
- イ 特定商取引に関する法律第 41 条に定める特定継続的役務の提供または特定継続的役務の提供を受ける権利の出品（以下「特定継続的役務提供」といいます）
- ウ 物販に付随して提供しない役務提供（ただし特別ルールで定める役務提供を除きます）
- (3) 以下の商品について、当社の定める基準に基づき、別途追加契約を締結することで出品できる場合があります。
- ア 自動車車体（ただし特別ルールで定める二輪自動車等については追加契約の必要はありません）
- イ 不動産
- ウ 宿泊予約

エ マンスリーマンション等の短期賃貸物件

(4) 本項の定めにかかわらず、当社の定める基準に基づき、別途追加契約を締結することで、特定の商品の出品または特定の出品方法を認める場合があります。

(5) 以下の商品の出品については、事前に出品の可否について審査をおこないます。商品を出品するにあたり免許や許認可が必要なものについては、免許・許認可証のコピーをご提出いただきます。また、事前にご提出いただいた場合であっても、当社が求めたときには免許や許認可証のコピーをご提出いただくことがあります。

ア 酒類全般

イ 高度管理医療機器、特定保守管理医療機器

※ 許可証番号および医療機器承認番号を記載してください。

※ 日本国内の承認がある商品のみ出品可能です。

※ 海外からの発送はお断りしております。

ウ ブランド品

エ ふぐ

オ 中古品全般（アンティークを含みます）

カ 毒物または劇物

毒物及び劇物取締法に指定されている物質を含む商品を販売する場合は、以下の事項を順守してください。

・ストア情報ページに毒物劇物販売業の登録票の「登録番号」を記載すること

・商品説明に「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の文字を記載すること

・その他、毒物及び劇物取締法で定められている事項を順守すること

※登録を受けた営業者以外の方に毒物及び劇物を販売する場合には、必要事項を記載し、譲受人が押印した書面の提出を受ける必要があります。また、18歳未満の者等に販売することはできません。その他詳細は以下をご確認ください。

■毒物劇物の安全対策(厚生労働省 医薬・生活衛生局化学物質安全対策室) (外部サイト)

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

キ その他、当社が審査を必要と判断した商品

(6) ブランド品の取り扱いについて

当社は、お客様により快適にサービスを利用していただくべく、Yahoo!オークションにおける偽造品の流通防止に取り組んでおります。その一環として、ブランド品の取り扱いを希望される出店者様につきましては、本契約時に当社指定の審査を受けていただいております。また、本契約後に新規にブランド品の取り扱いを開始される際にも同様の審査を受けていただいております。なお、審査を受けずにブランド品の取り扱いを開始された場合には、利用約款の規定に従い、本契約を即時解除することがあります。

また、当社がおこなう上記審査の通過は、取り扱いの商品の真贋（しんがん）や適法性等について当社が保証するものではありません。従って、「出店者ページ」上の表記等において「ヤフーブランド審査合格の安心のお店です」「○月○日ヤフー審査通過」などといった、お客様に誤認を生じさせたり、過剰な安心感を与えるような記載をすることは固くお断りします。

審査基準につきましては、世情・情勢に応じて変わるものですので、その旨をご理解いただきますようお願いいたします。なお、審査基準は公開しておらず、審査内容についてのお問い合わせは承りかねますのでご了承ください。

- (7) 福袋等お客様が内容を確認できない商品の取り扱いについて
- お客様が商品の内容および価値を適切に判断できる情報（品物の点数、品物の種類、品物の価値の合計額、同様の商品を複数出品する場合に一部の商品にしか含まれない品物がある場合はその内容および数、品物の価値の合計額に相当程度の差異が生じる場合にはその差異や最低限保証する品物など）を商品説明に記載してください。

また、品物の価値の合計額が、開始価格や即決価格を下回ることは禁止します。

- (8) 中古品の取り扱いについて
- ア 中古品を取り扱う場合は必ず出店者様の古物商の許可証の番号、許可をした公安委員会の名称を「出店者ページ」内の「ストア情報ページ」に掲載してください。
- イ 中古品としての商品の状態を、個々の画像を掲載するなどして、正確に説明してください。
- ウ 商品の状態が新品同様の場合またはすべて同程度の状態の場合を除き、個々の商品ごとに商品登録をするものとし、同一の商品種類であっても複数個の在庫設定をすることは禁止します。

- (9) リコール製品および安全ではない製品の対応について
- ア リコール等、商品の不具合情報が公表されたときは、ただちに対象商品の取り扱いを中止し、改善対策が完了するまでは取り扱わないでください。また、すでに落札者にお引き渡し後であった場合は、落札者へ不具合情報および対応方法を案内する等、落札者の安全確保に努めてください。

【リコール情報を確認する】

▶[リコール情報のお知らせ](#)

- イ 当社は、出品されている商品が以下のいずれかに該当または該当する可能性があると判断した場合は、当社が署名した日本国製品安全誓約（以下「誓約」といいます）に基づき、当該商品について掲載を削除し、または当該商品を検索結果（商品等の一覧）に表示しない措置を実施することがあります。

- (i) 規制当局等（誓約に定めるものをいいます）のウェブサイトにおいてリコール製品もしくは安全ではない製品として掲載されており、またはお客様から安全ではない製品に関する具体的な情報提供があり、かつ、当該対象商品の使用その他の事情によって人の生命、身体に対する危害または危険が生じる蓋然性が高いと認められる商品

規制当局等のウェブサイトを確認する

▶[消費者庁 リコール情報サイト（重要なお知らせ一覧）](#)（外部サイト）

▶[経済産業省 リコール情報](#)（外部サイト）

【リコール情報を確認する】

▶[リコール情報のお知らせ](#)

- (ii) 規制当局から誓約に基づく手続きに従って出品削除要請があった商品

※日本国製品安全誓約の詳細については、以下のウェブサイトをご確認ください。

▶[消費者庁 製品安全誓約（日本国）](#)（外部サイト）

ウ リコール製品の改善対策済み製品を出品する場合は、改善対策済みであることを商品説明等で明示して出品してください。

(10) 物販に付随して提供する役務について

物販に付随して提供する役務とは、Yahoo!オークションで落札された商品に対し、取り付けや加工などをおこなう役務をいいます。物販に付随して役務提供をする場合には、以下の事項を順守してください。

ア Yahoo!オークションで落札された商品の利用にあたり必要となる役務の提供であること。

イ 物販に付随して提供する役務を「受ける」「受けない」がお客様において選択できること。

ウ 出品の主体は出品商品の落札者に対しての販売であること（出品商品単価と同等またはそれ以上の役務提供費用が発生するものは禁止します）。

エ 役務の提供地域が限定される場合は、提供地域を明記すること。

オ 役務提供時にお客様との間にて別途見積りでの提示が発生する場合は、目安の価格および物販に付随して提供する役務提供について追加費用が発生することを明記すること。

(11) 出品代行について

出品代行、委託出品その他名称にかかわらず、他人の所有する商品を出品する場合には、民法で定める他人物売買による売主として出品する場合についてのみ、出品できるものとし、以下の条件を順守してください。

ア 出店者が売主となって出品すること。

イ 出店者の手元に商品を確保して出品すること。※在庫のない状態での出品は禁止します。

ウ 商品に瑕疵が生じた場合や商品の引渡しが可能にならなかった場合には、全て出店者が責任を持ってお客様との対応をおこなうこと。

エ 他人物売買において法令が定める事項を順守すること。

4 Yahoo! JAPAN ID について

(1) 本契約にあたり、本サービス利用の目的で新たに取得した Yahoo! JAPAN ID が必要です。

(2) 本サービスをご利用になる時点で満 20 歳に達しない者の Yahoo! JAPAN ID は、使用いただけません。Yahoo! JAPAN ID を取得する際は、生年月日をはじめ、必ず正しい情報を登録してください。

(3) ただし、上記 (1) の定めにかかわらず、本サービスでは、すでに個人出品者として使用中の Yahoo! JAPAN ID を使用いただけます。評価がある Yahoo! JAPAN ID を使用いただく場合は評価がそのまま引き継がれます。本契約のために用いている Yahoo! JAPAN ID（もともと個人出品者として使用していたものを本契約に基づき使用いただくために引き継いだものを含みます）を、落札や、当社が提供するその他のサービスで使用いただくことはできません。

5 ストア名について

(1) ストア名は、Yahoo!オークションにおける店舗名です。

(2) 全角 16 文字以内（32 バイト以内）の文字数とします。

(3) 使用可能な文字は以下のとおりです。

【全角】ひらがな、カタカナ、漢字、「・（ナカグロ）」、「'（クォーテーション）」

【半角】英数字、「&（アンド）」、「.（ドット）」、「-（ハイフン）」、「!（エクスクラメーションマーク）」、「」（スペース）」

- ※ ストア名の先頭には記号を使用いただけません。
- ※ ストア名の末尾には「& (アンド)」、「- (ハイフン)」を使用いただけません。
- ※ 記号は連続で使用いただけません。

- (4) すでに利用されているストア名と同一もしくは類似したストア名の使用はご遠慮ください。
- (5) 第三者の権利を侵害するものは使用いただけません。
- (6) 他の法人や団体の名称の一部または全部は使用いただけません。
- (7) 公序良俗に反するものなどお客様が不快に思うであろうものは使用いただけません。
- (8) 「ヤフー」「ヤフー・ジャパン」「Yahoo!」「Yahoo! JAPAN」「ヤフオク!」「Yahoo!オークション」の名称は使用いただけません。ただし、自社サイト等と区別をするために本来のストア名の末尾に「店」「SHOP (大文字、小文字)」「ショップ」等と組み合わせて使用いただくことは可能です。なお、「ヤフー」「ヤフー・ジャパン」「Yahoo!」「Yahoo! JAPAN」「ヤフオク!」「Yahoo!オークション」の名称を使用いただける場合であっても、大文字/小文字、全角/半角を正確に表記いただく必要があります。詳細は、ストア名を申請する際の記載例をご確認ください。
使用可例)「○○○ ヤフー店」「○○○ ヤフーショップ」「○○○ ヤフーSHOP (Shop/shop)」「○○○ Yahoo!店」「○○○ Yahoo!ショップ」「○○○ Yahoo! JAPAN 店」「○○○ ヤフオク!店」「Yahoo!/ヤフーネットショップ」「○○○ Yahoo!SHOP (Shop/shop)」
- (9) 不当表示の印象をお客様に与えるものは使用いただけません。
 - ア 客観的な判断に基づかず、その出店者様自身やその出店者様の取り扱う商品がほかに比べ優良、有利であるとお客様に誤認を与えるおそれのあるもの
例)「元祖」「日本一」「こだわり」「人気」「話題」「激安」などの使用
 - イ お客様に商品、サービス内容の誤認を与えるおそれのあるもの
- (10) 商品とは関係のない商品名や商品カテゴリ名を含めたものは使用いただけません。
- (11) 商品について、医薬的な効能・効果を暗示させるものは使用いただけません。
- (12) 装飾語や不要な文言は原則使用いただけません。
- (13) 明らかな露出目的と判断した場合には変更していただきます。
- (14) 検索システムで表示されない可能性のある文字または文言は使用いただけない場合があります。
- (15) 決定したストア名について、原則 6 か月間は変更いただけません。
- (16) 当社が不適切と判断した場合には変更していただきます。

第 4 本契約の締結および解約について

1 本契約期間について

本契約の期間は、アクセス権限情報の発行月の末日までとし、以降の契約は 1 か月ごとの自動更新とします。

2 本契約の解約について

- (1) 本契約の終了を希望される場合は、解約を希望する月の前月の末日までに当社あてに必ず当社所定の方法でご通知ください。
- (2) 出品ツールについては、本契約終了月の月末 3 営業日前 (※) より順次ご利用不可となります。当社と本契約を締結し、同契約上のアカウントおよびパスワードを用いて出品しているオークションは、上記期日までにすべて終了する形でご参加ください。すでに出品済みの商品で、本契約終了日以降に

終了するオークションにつきましては、事前にお取り下げまたは早期終了のお手続きをおこなってください。本契約終了月の月末2営業日前において終了していないオークションにつきましては、当社側にて削除します。ご了承ください。

※ 退店処理（出品ツールの停止、ご利用料金の確定など）の関係上、本契約終了月の月末3営業日前より順次処理を実施します。

- (3) ストア管理、落札ナビ、月間落札明細、ストアクリエイターPro、オークションストアご利用明細につきましては、本契約終了月の翌月3営業日以降より順次ご利用不可となります。
- (4) 本契約終了月のロイヤルティは、本契約終了月の末日に落札額が確定し、翌月請求となります。なお、本契約終了月の末日までにキャンセル処理がされなかった場合は、ロイヤルティの対象から除外されませんのでご注意ください。
- (5) オークションストア決済サービスに係る本契約終了月のロイヤルティは、本契約終了月の翌月16日までに確定した販売価格に基づき、利用約款に従ってお支払いいただきます。なお、本契約終了月の翌月16日までにキャンセル処理がされなかった場合は、ロイヤルティの対象から除外されませんのでご注意ください。

第5 お客様対応

- 1 お客様から、以下の料金以外の料金（システム利用料、ロイヤルティ、梱包料、手数料、その他名目を問いません）を徴収することを禁止します。
 - (1) 落札代金
 - (2) 消費税
 - (3) 送料
 - (4) 運送業者が指定する運送用梱包資材の代金
 - (5) 返品・交換する際の送料および返金手数料
 - (6) 不動産および二輪を含む自動車車体のみ、取得にかかる諸費用および税などの法定費用
 - (7) 当社が別途契約により認めた場合のみ、お客様が入札や落札のキャンセルをする際の解約金
 - (8) 法令に則ったリサイクル料金や収集運搬料金

※ 梱包資材の費用や配送業者に持ち込む際に発生する交通費や人件費などは、落札価格または販売価格に含むようにして出品してください。
- 2 落札代金以外の第1項各号の料金は、「出店者ページ」内の「ストア情報ページ」または「商品説明」に明記してください。
- 3 落札代金とは別に消費税を転嫁する場合は、出品時に必ず消費税を転嫁するシステム設定をしてください。なお、出品時にシステム設定ができない場合は、「ストア情報ページ」および「商品説明」等に消費税を転嫁する旨の記載をしてください。落札代金とは別に消費税の転嫁をおこなうにもかかわらず、「ストア情報ページ」および「商品説明」等に記載しない、または出品時に消費税を転嫁するシステム設定をしない行為は禁止します。
- 4 送料は、以下の範囲内の金額としてください。
 - (1) 運送業者に委託する場合、運賃および代金引換手数料、速達、書留、冷凍、冷蔵等の運送業者に支払うオプションサービスの手数料の実費および運送業者が指定する運送用梱包資材の代金。代金引換手数料や、運送業者に支払うオプションサービスの手数料を送料に含む場合は、その旨と含まれる料金の名目および

内訳の金額を「出店者ページ」内の「ストア情報ページ」または「商品説明」に明記してください

- (2) 出店者様が自らお客様の元へ配送する場合および物流代行業者等に業務委託する場合、運送業者に委託した場合の運賃相当額を上回らない金額
 - (3) 送料無料アイコンの設定は、配送方法の選択による条件（「定形外郵便のみ無料」など）以外（落札価格または販売価格、落札個数、落札方法（即決価格の落札、競り価格の落札）などをいいます）は、全ての条件において送料無料（出品者負担）の場合のみ設定および表示が可能です。
 - ※ 同一のオークションで送料無料（出品者負担）と送料有料（落札者負担）を併記する場合には、本項の定めにしたがって、送料を表示してください。
 - ※ 「手渡し」の場合において、単に出品者が指定する場所に落札者が赴いて受け渡す場合等、落札者の指定する送付先へ配送しない場合は、送料として表示する対象ではないため、送料無料（出品者負担）に設定することを禁止します。
 - ※ 着払いで配送する場合、送料無料（出品者負担）に設定することを禁止します。
- 5 送料について当社が要求する場合、出店者様は配送伝票や領収書、または運送業者や物流代行業者等との契約書の写し等、送料の表示が本ガイドラインに基づいて適切であることを客観的に説明できる資料を遅滞なく提出しなければなりません。遅滞なく提出がされない場合や資料が客観性・合理性を欠く場合、あるいは表示した送料が実費額を上回り当社が悪質と判断した場合、当社は、利用約款の規定に従い、一時休店または即時に本契約を解除することがあります。
 - 6 瑕疵の無い梱包方法を標準の梱包方法としてください。瑕疵の無い梱包方法とは、運送業者が責を負うべき事故やその他不可抗力による事由の場合を除き、商品の性質（大きさ、重さ、材質など）や配送方法などに応じて、商品に汚損や破損が起きず、プライバシーに配慮して、無事に落札者へ商品が届くことが客観的に期待されると判断できる梱包などをいいます。なお、商品の性質に対して過剰と判断される梱包（過剰な梱包）についても、瑕疵の無い梱包方法とは認められません。過剰な梱包とは、350mlの缶ジュース程度の大きさの商品を80サイズのダンボールで梱包するなど、商品に対する破損防止措置を行う場合であっても、商品に対して明らかに過剰なサイズと判断される梱包をいいます。
 - 7 返金手数料は、社会通念から相当と考えられる範囲内の金額としてください。
 - 8 商品をお届けの際には、納品書を同梱してください。
 - 9 商品に同梱する印刷物には、Yahoo!オークションで用いているストアのURLを記載してください。
 - 10 商品送り状の差出人欄には Yahoo!オークションで用いているストア名か特定商取引法に基づき表示している社名または商号を記載してください。
 - 11 お客様へのメール送信については、以下にご注意ください。
 - (1) 落札確認・承諾メールや落札後のメール送信など、お客様へ送信するメール内には、自社サイト店舗のURL、他モール内の店舗のURL表示を禁止します。Yahoo!オークションの「出店者ページ」のURLのみを表示してください。
 - (2) 購買の前後にかかわらず、お客様へ情報提供・販売促進を目的としたメール配信をおこなう場合は、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に従って事前にお客様からメール送信の承諾を得てください。また、お客様から配信停止の申し出があった場合は、メールの配信を停止してください。なお、メールの配信には、Yahoo!オークションの提供するストアニュースレター機能の使用を推奨します。

- 12 商品を落札されたお客様に対して、落札された商品以外に、自社または他社の販売促進物を送付する場合には、個人情報の保護に関する法律および管轄官庁のガイドラインに従い、あらかじめお客様に利用目的を明示してください。
- 13 当社では常時顧客評価機能などから出店者様の運用状況をモニターし、運用に問題があると判断された出店者様に対しては、利用約款の規定に従い、一時休店または即時に本契約を解除することがあります。お客様との事故、クレームを極力起こすことのないように、商品の配送遅れ、誤納品、請求ミスには十分注意してください。
- 14 お客様によりまとめて取引を依頼された商品が、同梱発送ができない等の理由により送料が変更になる場合は、正しい送料額をお客様にご連絡のうえ取引を行ってください

第6 「出店者ページ」の制作について

1 出品について

- (1) 商品を正しいカテゴリに出品し、画像等を使用して正確に説明をしてください。
- (2) ブランドを設定する場合には、正しいブランドを設定してください。
- (3) 1回のオークションで複数の商品を出品する場合には、同一品（商品の形、色、種類、モデルなどがすべて一致するもの）に限定してください。
- (4) 商品と直接関係のない画像や単語を商品タイトルや商品情報に記載することおよびストア内商品検索用キーワードに設定することは禁止いたします。
- (5) Yahoo!オークションのほかの出店者様や一般出品者をはじめとして、第三者の画像を流用・盗用するなど、著作権法などの関連法規に抵触する行為を禁止します。
- (6) 方法の如何を問わず、在庫連動できていない状態での二重出品は禁止します。
- (7) 電子決済サービスの決済用バーコードやQRコードなどを掲載することは禁止します。
- (8) 海外（日本国外）から発送する場合、発送元の国名や地域名を商品説明に明記してください。
- (9) 個人事業主の出店者様は、定額形式で出品する場合は、出品中の商品等の数を500未満としてください。個人事業主の出店者様が定額形式で500以上の商品等を出品中にする場合は、当社所定の審査に合格する必要があります。なお、一度審査に合格しても、その後に審査基準を満たさない状況になったと当社が判断した場合には、再度の審査に合格する必要があります。

2 表記について

- (1) Yahoo!オークション外へのお客様の誘導、広報活動や宣伝等の記載は禁止します（他モール内の自社店舗への誘導、Yahoo!オークション外取引への誘導リンク、実際の店舗のセール告知、FAX オーダー番号やフリーダイヤル記載、カタログ通販の告知などを含みますが、これらに限りません）。※当社が特に認めた場合を除きます。
- (2) 出店者ページに掲載可能な記載は以下に限るものとし、それ以外のコメントは禁止します。
 - ア 出品する商品に関する説明
 - イ 発送方法や決済方法など取引方法に関する説明
 - ウ 物販に付随して提供する役務がある場合、その価格や提供方法など条件の説明
 - エ Yahoo!オークションストアとして契約している出店者様に関する情報のうち、以下に該当するもの
 - ・ 社名、店舗名または屋号

- ・ 特定商取引法の表記など法令や資格に関する記載
 - ・ 出品する商品を取り扱う店舗情報の記載 ※手渡しなど取引に必要な場合に限りします。
 - ・ **Yahoo!オークション**および**Yahoo!ショッピング**のほかの出店者様の「出店者ページ」 ※個人での出品ページは除きます。
 - ・ 商品の買取に関する記載 ※出品一覧ページへの掲載に限りします。
 - ・ 第3 出店・出品基準について第3 項 11 号で定める出店代行についての記載 ※出品一覧ページへの掲載に限りします。
 - ・ 商品の下取りに関する記載 ※二輪を含む自動車車体の出品に限りします。
- (3) 出店者ページからリンク設定が可能なページは以下に限るものとし、それ以外のリンクは禁止します。
- ア 出店者ページで出品する商品に関する説明を十分行ったうえ、メーカーの当該商品のページ。
- イ **Yahoo!オークション**ストアとして契約している出店者様に関する情報のうち、以下に該当する情報を掲載するページ。
- ・ 自社サイトのトップページ ※出品一覧ページからのリンクに限りします。
 - ・ 特定商取引法の表記など法令や資格に関する記載ページ
 - ・ 出品する商品の店舗情報の記載ページ ※手渡しなど取引に必要な場合に限りします。
 - ・ **Yahoo!ショッピング**の出店者様のページ ※個人での出品ページは除きます。
 - ・ 商品の買取に関する記載ページ ※出品一覧ページからのリンクに限りします。
 - ・ 第3 の 3 項 11 号で定める事項についての案内 ※出品一覧ページからのリンクに限りします。
 - ・ 商品の下取りに関するページ ※二輪を含む自動車車体の出品に限りします。
- ウ 相手方の同意を得た **Yahoo!オークション**（個人での出品ページは除きます）のほかの出店者様のページ
- エ 前項イまたはウの説明を記載したページ。ただし、前項イおよびウの説明文の合計文字数が全角 5000 文字を超える場合に限りします。
- (4) 前号に定めるリンクの設定が可能なページであっても、**Yahoo!オークション**および **Yahoo!ショッピング**の出店者様のページを除き、当該ページにおいて直接商品または役務の購入が可能となるページ、またはこれらを提示するページへのリンクを含む場合には、リンクの設定を禁止します。
- (5) 求人告知は、**Yahoo!オークション**の運営に関するものであっても禁止します。
- (6) 20 歳未満が購入できない酒類などの出品の際は、該当商品ページと「ストア情報ページ」において「20 歳未満に対しては酒類を販売しない」旨を必ず記載してください。
- (7) 「ストア情報ページ」には、特定商取引に関する法律および当社の基準に基づく表記（会社名または屋号、代表者氏名（個人事業主の場合は事業主本人氏名）、住所（法人の場合は商業登記簿記載の本店または支店所在地）、連絡先）等を必ず記載してください。
- (8) 販売にかかわる免許や許認可がある場合は、その内容を記載してください。
- (9) 本ガイドラインで URL の設定を認めている場合であっても、アフィリエイト(成果報酬型広告)を兼ねる URL を設定することは禁止します。

3 ご利用環境について

サポート対象の OS とブラウザは以下です。

- (1) OS
 - ・ Windows 10 以降のバージョン
 - ・ Mac OS X 10.9 以降のバージョン
 - (2) ブラウザー
 - ・ Internet Explorer 11 以降のバージョン
 - ・ Google Chrome 30 以降のバージョン
 - ・ Mozilla Firefox 27 以降のバージョン
- ※ ブラウザーは常に最新のバージョンにアップデートしてご利用ください。

第7 その他、ご利用にあたっての注意事項

- 1 出店者様の商品、「出店者ページ」、Yahoo!オークション等を広告・宣伝する目的で、「出店者ページ」または出店者様の各ウェブページ、販促物において、「Yahoo!オークション」の各ロゴをお使いいただけます。ご利用の際は、当社が別途定めるロゴに関する利用規定をご確認ください。
- 2 所在地を変更した際には、遅滞なく当社に変更後の所在地をご連絡ください。なお、所在地の変更に伴い、連絡をとれない状況が出店者様の 3 営業日を超えて続いた場合には、強制的に本契約を解除させていただくことがあります。
- 3 カード詐欺などによる悪質な落札が発生した場合、すみやかに当社へご連絡ください。また再発防止のため所轄の警察に通報・ご相談をお願いします。
- 4 出品時に在庫のない商品を出品する（落札後、落札者からの注文を受けるごとに個別に生産する受注生産品の出品を含みます）場合には、以下の事項を順守するものとします。
 - (1) 受注生産品以外の商品で、落札後 14 日以内に納品する場合は、以下のいずれかの支払い方法によること。
 - ア 商品の引き渡し時または引き渡し後の支払いとすること。
 - イ アの方法を含む、複数の支払い方法を設定すること。
 - (2) 受注生産品以外の商品で、落札後 14 日を超えてから納品する場合は、支払い方法を商品の引き渡し時または引き渡し後の支払いのいずれかに設定すること。
 - (3) 受注生産品の商品で、落札後 30 日以内に納品する場合は、以下のいずれかの支払い方法によること。
 - ア 商品の引き渡し時または引き渡し後の支払いとすること。
 - イ アの方法を含む、複数の支払い方法を設定すること。
 - (4) 受注生産品の商品で、落札後 30 日を超えてから納品する場合は、支払い方法を商品の引き渡し時または引き渡し後の支払いのいずれかに設定すること。ただし、当社と別途追加契約を締結した場合には、支払い方法を別途設定できる場合があります。
 - (5) 納期や決済方法を商品説明に明記すること。
 - (6) 落札者の入金の商品調達に充当することを前提とした出品はおこなわないこと。
- 5 コメント機能について
 - (1) 取引の相手方評価のコメント機能の提供について
取引の相手方が取引に関する評価をコメントすることができる機能を提供しています。出店者様は、コメントの内容およびコメントを Yahoo!オークション上に掲載することに関し、社会通念上相当と

みなされる範囲においては、当社およびコメントを記載した取引の相手方たるお客様をいかなる責任からも免除することに同意するものとします。

(2) 取引の相手方評価のコメント機能の利用について

評価のコメント機能を悪用することは厳しく禁止されています。「悪用」とは、次の行為を含みます。

- ・ 自分に対して自ら肯定的な評価を記述する、または第三者に依頼して同様の行為をすること。
- ・ 自分以外の Yahoo! JAPAN ID を使って、他人に対する否定的な評価を記述する、またはオークションとは無関係な事情に基づき否定的な評価を記述すること。
- ・ 評価コメントにおいて暴力的な表現を用いるなど取引の相手方に恐怖心を抱かせる行為をすること。

6 出品数が 1 万点を超えた場合には、サーバー容量確保および当社ガイドラインに即した出品か否かの確認のため、一時的に出品できなくなる場合があります。

7 当社が当社所定の条件に基づき、検索機能を利用するなどして出店者ページ等のプロモーションを実施する場合に、当社所定の条件に基づかない出店者ページ等が当該プロモーションに表示される場合は、当社の判断により、出店者に通知することなく当該出店者ページを削除する場合があります。また出店者は当社の求めがあった場合は速やかに当該プロモーションに表示されないよう当社の指示に従い措置をとるものとします。

第 2 章 特別ルール

第 1 健康食品等に関するルール

健康食品、健康器具、化粧品、医薬品、医療機器ほか、人または動物の身体構造、機能に影響を及ぼすことが目的とされているもの（以下「健康食品等」といいます）の商品について、承認を受けていない効能効果をうたうことは、薬機法および関連法令等（以下「薬機法等」といいます）に違反するのみならず、取引の信頼性を損ない、利用するお客様の健康被害を誘引するおそれがあります。従って、当社では、これらの商品を取り扱うにあたり、出品基準と記載方法について、規定を設けています。商品を取り扱う際には、薬機法等における表記および以下の規定を順守してください。なお、薬機法等の表記については、事業所の所属する都道府県の健康局、薬務局等の担当部署が管轄していますので、ご不明な点は所轄の監督官庁にご相談ください。

1 健康食品等全般について

- (1) 健康食品等を出品する際には、広告表記、販売方法を含め薬機法等を順守し、薬機法等に定められている必要な販売資格（者）等を保持するものとします。
- (2) 健康食品等の販売方法、広告等に関して業界団体の定めた自主基準・規制がある場合については、当該基準・規制を順守するものとします。
- (3) 健康食品等につき、法令違反が判明あるいは法令の規制の対象となった場合についてもただちにそれらに従った対応をおこなうものとします。
- (4) 出店、出品の前後を問わず、健康食品等について、当社から薬機法等に照らして問題がある、あるいはそのおそれがあるとの通知を受けた場合、ただちに是正してください。
- (5) 当社が厚生労働省、都道府県薬務局などから協力を求められた場合、出店者様のおこなっている表示内容等について開示、提供する必要があることをあらかじめ承諾するものとします。

2 健康食品・健康器具について

- (1) 医薬品的な効能効果を表記することはできません。

- (2) 服用時期、服用間隔、服用量、飲み方を指定することはできません。
- 3 医薬部外品・医療機器について
 - (1) 承認を受けた効能効果以外は表記することはできません。また、安全性や効能効果を保証する文言、最大級またはこれに類する表現はできません。
 - (2) 医薬部外品、医療機器であることを記載してください。
 - (3) 医療機器の場合、医療機器承認番号を記載してください。
- 4 化粧品・整髪料・スキンケア商品について
 - (1) 化粧品の効能効果は、決められた範囲を超える表現はできません。
 - (2) 薬用化粧品の効能効果は、承認を受けた範囲を超える表現はできません。
 - (3) 薬機法等に基づいて表示が必要とされている事項は商品画像で明示すること
- 5 その他の表記について
 - (1) 安全性や効能効果を保証する文言、最大級またはこれに類する表現をしてはいけません。
 - (2) 医療関係者、一般の認識に相当の影響を与える団体等の推薦文言を表記してはいけません。
 - (3) 落札に関して射幸心をあおる懸賞、商品広告をしてはいけません。

第2 開運、魔よけ等の効果を標榜（ひょうぼう）する商品に関するルール

開運、魔よけ等の効果を標榜（ひょうぼう）する商品については、合理的根拠を示す資料なくして開運、魔よけ等の神秘的な内容、主観的内容、抽象的内容の効果を記載することは、不当景品類及び不当表示防止法等その他関連法規（官公庁が定めるガイドライン、運用基準等を含み、以下「景品表示法等」といいます）に抵触する場合があります。従って、当社では、これらの商品の取り扱いを原則禁止しており、以下の規定を順守していただける場合に限り例外的に出品を認めております。

これらの商品に関する広告表現が景品表示法等に抵触するおそれがあると判断された場合には、当該商品は削除対象となる場合があります。またその際、即時に本契約を解除することもありますのであらかじめご注意ください。

- 1 高額商品を出品することは禁止します。
- 2 開運、魔よけ等の神秘的な内容、主観的内容、抽象的内容の効果を示す商品名、商品説明、グラフ、体験談を記載、掲載しないでください。
- 3 出店・出品の前後を問わず、当社から上記に照らして問題がある、あるいはそのおそれがあるとの通知を受けた場合、ただちに是正してください。
- 4 当社が記載内容の適否の審査に必要があると判断する場合、記載を裏付ける合理的な資料をすみやかに提示してください。
- 5 当社が関連当局などから協力を求められた場合、表示内容について開示、提供する必要があることをあらかじめご了承ください。

第3 生体に関するルール

ペット、生き物を出品する場合は、以下の規定を順守してください。

- 1 取り扱い基準
 - (1) 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護法」といいます）その他の関係法令を十分理解のうえ、順守していること。

- (2) 法令の規制にあたる動物の取り扱い・出品をする場合、動物愛護法上の動物取扱業の登録済みで、かつ、この規制に準拠している事業者であること。
- (3) 動物愛護法に基づく動物取扱業の申請先である都道府県知事または指定都市の長から、環境省令で定める基準を順守せずに、改善勧告または命令を受けた場合、すみやかに改善すること。1か月以内に改善が認められなかった場合、利用約款の規定に従い、即時に本契約を解除します。
- (4) 動物の愛護や管理に関する法律や条例が新たに制定・施行された場合、すみやかに順守すること。
- (5) 動物愛護団体の合理的な基準がある場合、その基準に準拠するよう努めること。

2 取り扱い、取引上の注意事項

(1) 商品の説明責任

取り扱う商品やサービスなどの内容および販売条件について、お客様の混乱や誤解がないよう、文字および画像により詳細な説明をしてください。お客様が一方的に不利になるような特約を負わせることは禁止します。

(2) お客様への注意喚起

生体の取り扱いにあたって発生するまたは発生すると思われる費用（設備、餌、医療など）や問題（生育環境、大きさ、臭いなど）については、事前に商品ページや Q&A を使ってお客様に十分な説明をしてください。

(3) お客様への対応

お客様からの問い合わせ、苦情、請求などに対しては、自らの責任と費用において誠意を持って対応し、解決を図ってください。

(4) 生体に負担をかけない取引方法

配送・受け渡しは、できるかぎり生体に苦痛やストレスを与えないように努めてください。直接受け渡しや空港引き渡し、ペット輸送専門業者などの輸送・授受手段を用意することが望ましいです。

(5) トラブル対応

落札後のアフターフォローについて責任を持って対応してください。また、お客様から苦情を受け、またはお客様との間にトラブルが生じた場合は、自らの責任と費用において誠意を持って対応し、解決を図ってください。

(6) 補償

生体死着補償を用意してください。

第4 金券に関するルール

金券を取り扱う場合は、以下の規定を順守してください。

- 1 在庫が手元にある状態で出品してください。
- 2 使用条件がきわめて限定的であるような、一般流通していない金券および電子マネー（金銭に類似した価値として認められた電子情報またはそのための情報を記録したカードなど）の取扱いは禁止します。
- 3 必ず正しいカテゴリに商品等を出品してください。正しくないカテゴリへ出品する行為は禁止します。

第5 二輪自動車等の出品に関するルール

下記の基準に基づき二輪自動車等の取り扱いが可能です。

1 取り扱い可能な二輪自動車等

- (1) 次項に規定するものを除き、道路運送車両法および道路運送車両法施行規則で定められている一般原動機付自転車、軽二輪自動車および小型二輪自動車のうち、違法改造等がなく道路の走行が可能なもの
- (2) 搭乗型移動支援ロボット、フル電動自転車などの電動パーソナルモビリティのうち、特定小型原動機付自転車を除くもの

2 取り扱いにあたっての注意事項

- (1) 道路の走行にあたり車両登録等が必要となる場合は、その手続きを出店者様がおこなうのか、お客様がおこなうのか、またはいずれかの選択が可能なのかをあらかじめ明示してください。また出店者様がおこなう場合は、必要な諸費用・手数料等の全額をあらかじめ明示してください。お客様がおこなう場合は、必要な諸費用・手数料等の目安を明示するとともに、車両登録等の手続きに必要な情報の提供や書類等の交付を滞りなくおこなってください。
- (2) 1の(2)に規定する商品を出品する場合のルール

- ・出品物の最高時速を必ず明記してください。
- ・メーカー名、製品型番、定格出力などがわかる場合には、加えて明示してください。
- ・道路の走行の可否を商品説明であらかじめ明記してください。
- ・専ら道路以外を走行する目的で製作された車両は、その旨を明記してください。
- ・道路を走行可能な一般原動機付自転車または自動車である場合には、ナンバープレートの取付や自賠責保険等への加入等が必要である旨とあわせて、ヘルメットの着用義務など一般的な交通ルールが適用される旨を明記してください。

※ここでいう道路には、道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路および道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による自動車道以外にも、一般交通の用に供する私道その他の場所を含みます。

第6 役務提供に関するルール

物販に付随して提供しない役務提供の取り扱いは禁止します。ただし、以下のサービスに限り、物販に付随して提供しない役務提供の取り扱いが可能です。なお、特定継続的役務提供については、物販に付随して提供するか否かにかかわらず禁止します。

1 修理、取り付け

- (1) 修理、取り付けの出品は「その他 > 修理、取り付け」に属するカテゴリのみとし、以下に該当する役務に限ります。
 - ア ゴルフ用品の修理、スポーツ用品のメンテナンス、自転車の組み立て・メンテナンス、楽器の修理・改造
 - イ 自動車およびオートバイのカーナビゲーション取り付け、カーオーディオ取り付け、ETC取り付け
 - ウ ファッションの修理やリペア、時計の修理
 - エ おもちゃの修理、ゲームの修理
- (2) 商品説明の中で、出張費等の名目で、落札価格または販売価格以上の金額を落札者に求めることや、

Yahoo!オークション外での取引を誘引する行為は禁止します。

- (3) 自動車およびオートバイのカーナビゲーション取り付け、カーオーディオ取り付け、ETC 取り付けの出品では、資格の有無（例：▲級自動車整備免許所持）や実績等（例：開業して●年、■台以上の取り付け実績、など）を明示してください。

2 レンタル

- (1) レンタルの出品は「その他 > レンタル」に属するカテゴリ内のみとし、以下に示す物品や不動産等を出店者様自身が出品する場合に限り、また以下に該当するものであっても、他のルールで出品や販売を禁止しているものや、法令により取り扱いに資格や免許等が必要なものを除きます。

ア ゴルフクラブ、釣り具、キャンプ用品、アウトドア用品、自転車、スキー用品、スノーボード用品

イ 衣料品、バッグ、スーツケース、宝飾等のアクセサリ

ウ ベビー用品、家具、インテリア用品

エ コスプレ用品（実在する企業、学校等の制服、ユニフォーム類、他人の権利を侵害するものは禁止します）、手品用品、パーティグッズ

オ 工具、DIY 用品

カ カメラ、玩具、ゲーム、絵画、工芸品、楽器

キ 厨房機器、OA 機器、オフィス家具

ク オフィススペース、店舗スペース、会議室、倉庫スペース、駐車場

- (2) レンタル期間について

ア レンタル期間はあらかじめ定めて商品説明で明示してください。

イ 無期限、または実質無期限となるような期間の定め方は禁止します。

ウ お客様の責任でレンタル期間を超過した際に、お客様に延滞料や遅延損害金等の負担を求める場合は、あらかじめレンタル期間超過の場合の計算方法（期間超過の起算日等）、金額等の条件を商品説明で明示してください。なお、延滞料や遅延損害金などについては、社会通念から相当と考えられる額を超えて徴収することを禁止します。

エ 本来のレンタル期間の金額を延滞料や遅延損害金等の名目で徴収することや、それに類する行為および商品説明は禁止します。

オ レンタル期間に応じて利用料を定める場合で、お客様が任意に期間を選択できる場合、1 期間あたりの利用料の単価を落札金額とし、レンタル期間を個数として入札することで利用料が定まる方法で出品してください。

- (3) 破損、汚損、紛失等レンタルに供した物品や不動産等に損害が発生した場合

ア 破損、汚損、紛失等の場合に、実際の損害額を超えた金額を損害賠償として請求することは禁止します。

イ 破損、汚損、紛失等の場合に、実際の損害額が出品物の現在価格を超える可能性がある場合は、あらかじめその旨を明示してください。

ウ 破損、汚損の箇所や程度に応じた損害賠償額や紛失の場合の損害賠償額をあらかじめ定めておく場合、その内容を商品説明で明示してください。その場合も、社会通念上相当と考えられる額を超えた金額を定めることは禁止します。

エ 経年変化、自然損耗または通常の使用によって生じる劣化等、社会通念上お客様側の責任によらないレンタルに供した物品や不動産等の価値の減少について、お客様へ負担を求めることは禁止します。また、OA 機器等、使用にあたって必要な消耗品がある場合に、その消耗品に対する負担をお客様に求める場合はあらかじめ落札金額に含むようにしてください。

オ 預り金、保証金、デポジット等の名目にかかわらず、レンタルにあたってお客様からあらかじめレンタルの利用料とは別に金銭を預かることは禁止します。

(4) レンタルした商品を回収せずお客様に販売することは禁止します。

3 スキル・知識等の役務提供に関するルール

(1) スキル・知識等の役務提供の出品は「その他 > スキル、知識」に属するカテゴリのみとし、以下に該当する役務に限ります。また、名目上該当する役務であっても公序良俗に反する場合や当社独自の基準により Yahoo!オークションの快適で適切な運営にふさわしくないと判断する役務提供は禁止します。

ア 映像・音楽制作、写真撮影、イラスト・アート制作、インターネット関連のコンテンツ制作

イ 翻訳・通訳、楽器演奏レッスン、趣味・スポーツの指導、エステティックの指導、料理教室、またはその他指導ならびにレッスン

※ 上記は、1 回の指導またはレッスンごとに 1 つの出品とし、継続的な指導、レッスンの出品はできません。

ウ 歌唱、司会、ナレーション、アフレコ、お笑い、パフォーマンスの実演、イベント・講演の開催

エ 家事代行

※ 家事代行の出品は、掃除、洗濯、炊事、日用品の買い物、家具の移動および片づけに限ります。

オ ファッションコーディネート、着付け

カ 購入代行

※ 購入代行の出品は、出品者が商品の買主となって落札者に転売するものに限りします。

※ 落札代金に商品代金や商品購入にかかる諸経費（落札者への送料を除きます）を含むものとし、追加で費用の負担を求めることは禁止します。

※ 予約の代行は禁止します（特別ルール 14 に該当する場合を除きます）

※ 以下のカテゴリに出品することが相当な商品および以下のカテゴリの商品と同等の用途を持つ商品（印紙等）の購入代行は禁止します。

- ・ 「アンティーク、コレクション > 切手、はがき」
- ・ 「アンティーク、コレクション > 貨幣」
- ・ 「チケット、金券、宿泊予約」
- ・ 「その他」

キ 結婚式の相談、子育てに関する相談

ク 司法書士、行政書士、社会保険労務士および税理士の資格を要する相談

※ 当該資格を所持していること。また商品説明に、登録番号、所属会等資格の有無が確認できる情報を明示してください。

(2) スキル・知識等の役務提供は、出店者様によるものでなければなりません。出店者様以外の実施者を

紹介したり、派遣したりする行為は禁止します。

- (3) 当該役務提供にかかる費用の総額を落札金額に含むようにしてください。ただし、交通費や社会通念上認められる範囲の実費分は除きます。交通費や実費分を別途請求する場合は、あらかじめ商品説明にその旨および目安となる金額を明記してください。また当社は商品説明に記載されている実費等の額が、社会通念上相当と認められる範囲を超えていると判断した場合には、当該商品を削除したり、出店者様の ID の利用を制限したりする場合があります。
- (4) 継続的に複数回にわたって役務提供をおこなう場合は、そのすべての費用の総額を落札金額に含むようにしてください。
- (5) 時間または回数に応じて価格が異なる場合で、お客様が任意に時間や回数を選択できる場合、1 時間または 1 回あたりの単価を落札金額とし、個数で時間や回数を申し込む方法で出品してください。
- (6) 役務提供をおこなう場所にあらかじめ指定がある場合は、商品説明に明記してください。
- (7) 役務提供にともなう成果物等の権利帰属については、あらかじめ商品説明に明記してください。
- (8) 提供できる役務の内容については、正確かつ誠実に説明してください。虚偽や根拠のない説明、出店者様の経験や能力をとみなわない内容の説明をしないでください。
- (9) 出品時の商品説明に記載した内容以外の勧誘や宣伝等の行為は禁止します。

第 7 中古カーナビゲーションに関するルール

中古のカーナビゲーションを取り扱う場合は、商品説明にシリアル番号（製造番号）を記載してください。

第 8 中古記憶媒体等に関するルール

中古のハードディスクドライブ、フラッシュメモリなどの記憶媒体等、ハードディスクレコーダーや、携帯型音楽端末等を取り扱う場合は、保存されている内容をすべて消去してください。

第 9 スイムウェア（水着）、インナーウェア（下着）に関するルール

スイムウェア（水着）、インナーウェア（下着）を取り扱う場合は、以下の規定を順守してください。

- 1 使用済みのスイムウェア（水着）や補正用インナーウェア、ウェディング用インナーウェア、マタニティウェアについては、商品がクリーニング済みであって、さらに「クリーニング済みである」旨を商品説明に明示する場合に限り取り扱いを認めます。
- 2 補正用インナーウェア、ウェディング用インナーウェア、マタニティウェア以外の使用済みインナーウェア（下着）の取り扱いは、一切禁止します。
- 3 取り扱い可能なスイムウェア（水着）やインナーウェア（下着）であっても、使用済みのものについては、人物が着用している画像を商品の写真として掲載することは禁止します。
- 4 スイムウェア（水着）やインナーウェア（下着）を販売する際に、当該商品以外に、商品を着用している画像などを「おまけ」として付加することは禁止します。

第 10 携帯電話機に関するルール

ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」といいます）、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「ドコモ」といいます）および KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます）の販売する携帯電話機を取り扱う場合は、以下の規定を

順守してください。

- 1 携帯電話会社各社が提供するウェブサイトにおいて、出品前の携帯電話機の固有番号（製造番号）を入力のうち、不正に入手された携帯電話機ではないことを確認してください。
※ 製造番号の確認方法は各社の提供するウェブサイトをご覧ください。
 - ・ ソフトバンクが販売する携帯電話機の場合
[ネットワーク利用制限携帯電話機について](#)（外部サイト）
 - ・ ドコモが販売する携帯電話機の場合
[ネットワーク利用制限携帯電話機確認サイト](#)（外部サイト）
 - ・ KDDI が販売する au の携帯電話機の場合
[ネットワーク利用制限携帯電話機確認サイト](#)（外部サイト）
- 2 出品する際には、商品説明に製造番号を記載してください。
- 3 利用制限中の端末や、端末販売時の割賦金を完済していない端末は出品を禁止します。
- 4 利用制限がされる可能性のある端末であっても、当該端末に利用制限の可能性のある事実が判明した場合（携帯電話会社各社によってまたは「遠隔ロック」「おまかせロック」などの携帯電話会社各社が提供する機能を通じて、携帯電話会社各社が提供するネットワーク利用制限携帯電話機確認サイトにおいて「△」が表示される場合）に、当該端末が落札されてから 2 年またはそれ以上の期間、出店者から当該商品の落札者に対して条件なく落札額または販売価格の全額を補償する記載が商品説明にある場合には、当該端末の出品を認めます。
- 5 工場出荷状態に初期化のうえ、出品してください。

第 11 美術品の出品に関するルール

- 1 美術品の出品については以下の規定を順守してください。
 - (1) 真贋（しんがん）が不明の作品を出品しないでください。
 - (2) 特定の作者の作品を出品する場合は、「2」に基づく場合を除き、真作を出品してください。なお、商品タイトルや商品説明に作者を記載していない場合でも、作品中の署名、サイン、落款の画像を掲載しているものなど、特定の作者の作品であることを示唆していると当社が判断したものは、特定の作者の作品とみなします（「2」でも同様です）。
 - (3) 真作を出品する場合は、真作であることを明記し、万が一真作でない際には返品を受ける旨を商品説明に明記してください。ノークレーム・ノーリターンまたは真作ではない場合に返品に応じないとする趣旨の記載は禁止します。
- 2 特定の作者の作品の模写（第三者の作品や作風などを模倣した真作以外の作品）を出品する場合は、次の(1)から(4)も合わせて順守してください。
 - (1) 著作権の保護期間を経過した作品、権利者より知的財産権の使用許諾を得た作品など、知的財産権を侵害しない作品を出品してください。
 - (2) 商品タイトルの先頭に【模写】と記載し、商品説明にも模写であることを明記してください。例として「矢風太郎が描いた風景画」を出品する場合は、商品タイトルは「【模写】矢風太郎が描いた風景画」と記載してください。「真作と記載がないものは模写です」などの表記は認められません。また、「模写の可能性がある」「模写扱い」「○○（作者の名前）と思われます」など、真贋が不明であることを示唆する作品の出品は禁止します。

- (3) 真作を示唆する表現を用いることは禁止します。真作を示唆する表現とは、「肉筆」「直筆」「手書き」またはそれに類すると当社が判断した表現がこれにあたります。印刷ではなく、人が書いたことを示したい場合には「印刷ではない」または「人が書いたもの」の表現を用いてください。
- (4) 模写であっても、権利者からの知的財産権保護プログラムに基づく申告により、当社が相当と判断した場合、当社は当該オークションを削除します。

第 12 美術品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲または刀剣類の出品に関するルール

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法で規制を受ける古式銃砲および刀剣類のうち、同法第 14 条に基づき美術品もしくは骨董品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲または美術品として価値のある刀剣類として都道府県の教育委員会に登録がある火縄式銃砲等の古式銃砲および太刀、刀、脇差、短刀、槍、薙刀、鉾の取り扱いが可能です。ただし、火縄式銃砲等の古式銃砲は、都道府県の教育委員会に登録があっても、現代銃に改造されるなど、所持や販売が違法となる銃砲を除きます。
- 2 出品にあたって、当該商品自体の画像および当該商品の銃砲刀剣類登録証の画像（記載内容が確認できる鮮明なもの）を商品説明に掲載してください。
- 3 商品説明に、落札者が落札して購入後、銃砲刀剣類所持等取締法に基づき都道府県の教育委員会に所有者変更の届出が必要であることを明示してください。

第 13 アダルト関連商品の出品に関するルール

- 1 アダルト関連商品の出品は「その他 > アダルト」に属するカテゴリ内のみとし、以下に該当する商品の取り扱いを禁止します。
 - ・法令に違反しているまたはその可能性があるとして当社が判断した商品（例：無修正ビデオ、児童ポルノなど）
 - ・反社会的なものまたはその可能性があるとして当社が判断した商品（例：レイプ、盗撮、猥褻、被撮影者の意思に反して撮影されたなどの事情により当社が不適切と判断した商品など）
 - ・被写体の実年齢や被写体が実在するか否かにかかわらず、服装、肢体、タイトル、商品説明などを総合的に判断し、18 歳未満の者の性的な姿態を連想させると当社が判断した商品（漫画・アニメーション、フィギュアなどの商品を含みます）（例：被写体が学生服、幼児服、ランドセルを着用している商品、タイトルや商品説明に「幼女」「〇学生」「S 学生」「JC」「T 学生」「C 学生」「女子高生」「女子校生」「女〇〇生」「JK」「男子高生」「男子校生」などという表現が用いられている商品）
 - ・DVD、Blu-ray 等のアダルトメディア商品のうち、日本の倫理団体等による承認・認証マークがないと当社が判断するもの
 - ※日本の倫理団体とは以下の団体を含みます。
 - ・日本映像倫理審査機構（日映倫）
 - ・コンピューターソフトウェア倫理機構（ソフ倫）
 - ・ビジュアルソフト・コンテンツ産業共同組合（VISCS）
 - ・コンテンツ・ソフト共同組合（CSA）
 - ・日本映像ソフト制作・販売倫理機構（制販倫）
 - ・全日本コンテンツ倫理審査会など

- 2 DVD、Blu-ray 等のアダルトメディア商品を出品する場合には、製品パッケージまたは製品ディスクの表と裏の画像（記載内容および承認・認証マークが確認できる鮮明なもの）を掲載すること

第 14 宿泊予約およびマンスリーマンション等の短期賃貸物件に関するルール

当社と別途追加契約を締結して宿泊予約またはマンスリーマンション等の短期賃貸物件を出品する場合、これらの出品をするのと同じアクセス権限情報を用いて、他のカテゴリに商品等を出品してはなりません。

第 15 再生可能エネルギーの発電設備等の出品に関するルール

他の定めにかかわらず、出力が 50kW 以上の太陽光発電設備（以下「発電設備」といいます）の出品においては、当社と別途追加契約を締結した場合に限り、発電設備の設置、維持管理等発電設備に関する役務提供、発電設備の設置場所の指定、利用、取得等、発電設備で発電したエネルギーの買取、その他発電設備の売買に付帯する落札者との取引（有償、無償を問いません）を条件とできます。ただし、当該条件はあらかじめ商品説明に明記しなければなりません。また、当該条件の実施に必要な費用は、社会通念上相当と考えられる範囲内とします。

第 16 希少野生動物種の個体等の出品に関するルール

- 1 国際希少野生動物種の個体等（トラやヒョウの毛皮・はく製、アジアアロワナなど）は、種の保存法に基づいて発行された国際希少野生動物種登録票がなければ出品できません。国際希少野生動物種の個体等を出品する場合には、当該商品自体の画像および当該商品の国際希少野生動物種登録票の画像（記載内容が確認できる鮮明なもの）を商品説明に掲載してください。なお、漁業法など他の法令に基づき適法に採捕され、当該登録等がなくても譲渡し等が認められている個体等であっても、当該登録のない個体等は出品できません。
- 2 国際希少野生動物種の個体等を出品する場合は、商品説明において、落札者が落札して購入後、種の保存法に基づき、所定の登録機関（一般財団法人自然環境研究センター）に所有者変更の届出が必要であることを明示してください。
- 3 特定第一種国内希少野生動物種の個体等は、種の保存法に基づく特定国内種事業の届出がなければ出品できません。特定第一種国内希少野生動物種の個体等を出品する場合は、種の保存法に基づいて表示が必要とされている事項（届出番号および対象とする特定第一種国内希少野生動物種等）を商品画像もしくは商品説明において明示してください。
- 4 ウミガメ科の甲（端材、半加工品を含みます）は、種の保存法に基づく特定国際種事業の届出がなければ出品できません。ウミガメ科の甲（端材、半加工品を含みます）を出品する場合は、種の保存法に基づいて表示が必要とされている事項（届出番号および対象とする特定器官等の種別等）を商品画像もしくは商品説明において明示してください。
※全形を保持したウミガメ科の甲の譲渡し等を行う場合は、第 1 項に定めるとおり、その甲自体の個体等登録が必要です。
- 5 ワシントン条約で輸出または輸入が規制されている動植物を日本国外から出品することおよび出品国外へ発送することを禁止します（日本国外からの出品および出品国外への発送を示唆するものも含みます）。
- 6 環境省が定める最新のレッドリスト（海洋生物レッドリストを含みます）に掲載されている絶滅危惧種または準絶滅危惧種に該当する動植物種を出品する際は、人工的に繁殖された個体であること（飼育環境等）を商品画像

において明示してください。

出品するにあたって、登録などが必要かどうかわからない場合は、以下のリンクをご確認のうえ、関係当局に事前にご相談ください。

[環境省 希少な野生動植物種の保全](#) (外部リンク)

[環境省 譲渡し等の規制及び手続きについて](#) (外部リンク)

[一般財団法人 自然環境研究センター \(登録機関\)](#) (外部リンク)

[環境省 特定国際種事業について \(うみがめ科の甲\)](#) (外部リンク)

※ イヌワシなどの国内の希少な動植物は販売自体が禁止されています。

第17 チャイルドシートに関するルール

自動車用チャイルドシート(自動車用ジュニアシートなども含みます)を出品する場合は、国土交通省が定める安全基準に適合していることを示す「E マーク」「自マーク」「欧州の基準適合マーク」「米国の基準適合マーク」のいずれかが商品等にあることを画像(記載内容が確認できる鮮明なものとし、当該商品等に添付されていることが分かる方法による)で明示してください。

※ 自動車用チャイルドシートをうたっていない商品であっても、当社が自動車用チャイルドシートに類すると判断する商品も含みます。

※ マークの見本は以下のウェブサイトをご覧ください。

[国土交通省「チャイルドシート安全基準マーク」](#) (外部サイト)

[国土交通省「チャイルドシートコーナー」](#) (外部サイト)

第18 災害などの緊急事態において、供給不足により人の身体・生命に影響がある物品に関するルール

災害などの緊急事態時に、供給不足により人の身体・生命に影響がある物品を出品する場合には、以下の規定を順守しなければなりません。

- 1 従来市場での流通価格等と比較して著しく高い価格で落札されることがないように、適切な価格で出品しなければなりません。
- 2 社会通念上相当な量を出品しなければなりません。社会通念上相当な量とは、通常個人が、備蓄目的ではなく、個人で消費するために所持する容量を指します。
- 3 政府や監督省庁より、販売方法や個数等についての指針や目安が示されている場合には、それに従うものとします。
- 4 従来市場での流通価格等と比較して著しく高い価格で落札されるおそれのあるものと当社が別途指定する物品については、定額形式で出品しなければなりません。

※現在、当社指定の物品はございません

第19 種苗の出品に関するルール

- 1 種苗法に基づいて品種登録されていない種苗を出品する場合は、登録品種であると誤認混同させるような内容を記載しないでください。

2 種苗法に基づいて品種登録された種苗を出品する場合は、以下のいずれかの表示が包装または本体にあることを画像で明示するか、商品説明に明記してください。

- ・登録品種である旨
- ・「品種登録」の文字および当該品種登録の番号
- ・ PVP マーク

【ご注意ください】

種苗法に基づいて品種登録された種苗を出品する場合は、種苗法に基づき、上記のいずれかの表示が包装または本体にされている必要があります。

3 種苗法に基づいて品種登録された種苗のうち、育成者権者が利用制限（輸出制限や栽培地域制限）を付している種苗を出品する場合は、前号の記載に加えて、以下のいずれかの表示が包装または本体にあることを商品画像で明示するか、商品説明に明記してください。なお、指定国または指定地域を具体的に記載する場合、当該指定が追加されたときは表示内容を変更してください。

・輸出制限のみ

- ①「海外持出禁止（公示（農水省HP）参照）」
- ②「海外持出禁止（農林水産大臣公示有）」
- ③「〇〇のみ輸出可（公示（農水省HP）参照）」（〇〇は指定国を記載）
- ④「〇〇のみ輸出可（農林水産大臣公示有）」
- ⑤「利用制限あり（公示（農水省HP）参照）」

・栽培地域制限のみ

- ①「△△内のみ栽培可（公示（農水省HP）参照）」（△△は指定地域を記載）
- ②「△△内のみ栽培可（農林水産大臣公示有）」
- ③「利用制限あり（公示（農水省HP）参照）」

・輸出制限および栽培地域制限の双方

- ①「海外持出禁止および△△内のみ栽培可（公示（農水省HP）参照）」
- ②「海外持出禁止および△△内のみ栽培可（農林水産大臣公示有）」
- ③「〇〇のみ輸出可および△△内のみ栽培可（公示（農水省HP）参照）」
- ④「〇〇のみ輸出可および△△内のみ栽培可（農林水産大臣公示有）」
- ⑤「利用制限あり（公示（農水省HP）参照）」

4 種苗法に基づいて品種登録された種苗を出品する場合は、出品物が増殖した種苗であるかどうかを商品説明に明記してください。出品物が増殖した種苗である場合は、出品物が育成者権者から許諾を受けたうえで増殖した種苗である旨を商品説明に明記してください。

【記載例】

- ・無断増殖したものではありません
- ・育成者権者から許諾を得て増殖させた苗です

【ご注意ください】

育成者権者の許諾のない状態で増殖した種苗法第 21 条第 2 項に定める登録品種等（以下「登録品種等」といいます）の種苗の出品は、育成者権者の育成者権を侵害するため禁止します（第 1 章 基本ルール 第 3 出店・出品基準について 第 3 項 1 号エをご確認ください）。増殖にあたる例は以下のとおりですが、これらに限られ

ません。

- ・購入した種苗をもとに挿し木（挿し芽）を行って種苗を取得すること
 - ・観賞植物の種子や食用として販売されている収穫物（豆等）を購入し、自らプランターで栽培し種苗を取得すること
 - ・食用として販売された果実（メロン等）そのものに含まれている種子を発芽させ、種苗を取得すること
- 植物類の輸入または国内の一部地域からの移動については、植物防疫法に基づき規制されているものがあります。詳細は以下をご確認ください。

農林水産省 [植物・昆虫類の販売・購入に気を付けてください！](#)（外部リンク）

【登録品種等の調べ方】

登録品種等については、以下外部サイトにてお調べいただけます。

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）サイト

[流通品種データベース](#)（外部リンク）

[流通品種データベースの概要と利用方法](#)（外部リンク）

第20 誤飲や使用方法を誤るなどした場合に、子どもに深刻な健康被害を発生させるおそれのある玩具等

以下の各号に該当する商品を出品する場合には、取り扱いに関する注意事項を商品説明に記載してください

- 1 子どもが誤飲するなどの事故で、深刻な健康被害が発生しているとして関係省庁等から注意喚起がなされているもの（例：ネオジム磁石等を用いたマグネットボール、マグネットパズル、高吸水性樹脂を用いた水で膨らむボール等）
- 2 その他、使用方法等を誤った場合に、子どもに深刻な健康被害を発生させるおそれがあるとして、当社がお知らせなどにおいて別途指定するもの

【記載例】

- ・絶対に口に入れたり、飲み込んだりしないでください
- ・誤飲防止のため、小さなお子さまの手の届かないところで使用・保管するようにしてください
- ・（対象年齢がある場合）対象年齢未満のお子さまには絶対に与えないでください

第21 SMG マーク、STGA マークまたは SPG マークの確認できるモデルガン

モデルガンを出品する場合、出品画像内でモデルガン本体または製品の箱などについて SMG マーク、STGA マークまたは SPG マークを表示してください

第22 肥料・農薬等に関するルール

1 肥料品質確保法に基づく保証票の添付または同法で定める表示が必要な肥料を販売する場合は、当該商品の保証票または表示事項が確認できる画像（記載内容が確認できる鮮明なもの）を商品説明に掲載してください。

2 農薬を販売する場合は、以下の事項を順守してください。

- ・商品ごとに農薬取締法で定める事項が表示されていることが確認できる画像（記載内容が確認できる鮮明なもの）を商品説明に掲載してください。
- ・農薬取締法に基づき販売者として届出をしたことを証する書類の画像（記載内容が確認できる鮮明なもの）を商品説明に掲載してください。ただし、出品者が農薬取締法に定める製造者または輸入者に該当する場合は除きます。
- ・出品者自身が農薬取締法上の製造者または輸入者である場合は、その旨商品説明に記載してください。

- 3 農薬として使用できない除草剤については、その旨が商品上に表示されている画像（記載内容が確認できる鮮明なもの）とあわせて、農薬として使用できない旨を商品説明に掲載してください

第3章 Tポイント

削除

第4章 モールクーポンについて

1 モールクーポンとは

当社は、一定の商品やカテゴリ等を対象として、注文金額の定額値引きや定率値引き等で利用できるモールクーポンを発行する場合があります。モールクーポンが利用された注文について、出店者様はモールクーポン利用後の金額でお客様と取引を行いますが、モールクーポンによる値引き額は当社が原資負担するものとして、次項の定めにより当社から出店者様へ支払います。

2 出店者様から当社に対する値引き額の請求

- (1) 当社は、ストアクリエイターPro 内で計算された月間のモールクーポン利用による値引き分（以下「モールクーポン利用分」といいます）を、当該モールクーポンが利用され取引を行った出店者様に対し、所定の期日までに支払います。
- (2) 支払い方法は、出店者様が指定した出店者様名義の金融機関の預金口座に振り込み・送金することとします。
- (3) 支払いの際に発生した振込手数料は、当社が負担します。
- (4) 毎月のモールクーポン利用分は、ストアクリエイターPro 内で確認できます。

3 モールクーポンを利用した注文の取消

(1) モールクーポンが利用されていた注文の取消

お客様からの申し出等により該当注文の取消があった場合、モールクーポン利用分は当社所定の方法により自動的に取り消されます。

(2) モールクーポンが利用されていた注文の取消による差額処理

ア 当社よりモールクーポン利用分の支払いがなされた取引が取り消される場合、当該取引をおこなった出店者様は、当社からすでに受領したモールクーポン利用分を当社に返金します。返金方法は、該当注文の取消が発生した月のモールクーポン利用分の出店者様から当社に対する請求分と相殺する方法とします。また、返金額が当該請求額を超過した場合、出店者様は当社に対して当社が指定する方法にて返金するものとします。

イ 本契約終了の時点で本契約が終了した月までのモールクーポン利用分との相殺をおこなってもまだ超過する返金額があるとき、出店者様は当社に対して当社が指定する方法にて本契約終了後に返金するものとします。

4 売上ロイヤリティ

売上ロイヤリティの対象となる売上額は、モールクーポンの利用により値引きされる前の金額です。

2024年4月15日改定

以上